

<裁判例 No.14 >

名古屋地裁令和3年5月20日

【出典】

D1-Law〔28292859〕

判例時報2513号50頁

【取引類型】

くりっく株365

【原告の属性】

本件取引開始時66歳の男性。長年にわたり会社を経営し、従業員も雇用してきた。本件取引を開始した時点で、株式の現物取引及び投資信託の経験はあったものの、本件取引のような差金決済による証拠金取引の経験はなかった。一方で、本件取引の勧誘時などにおいて、日経平均株価の値動きについて一定の見解を述べており、日経平均株価に関する相場観を一定程度有していたとも認定されている。

【違法要素】

適合性原則違反→×

説明義務違反→×

新規委託者保護義務（指導助言義務と実質同旨）→○

実質的一任売買→×

過当取引→○

【指導助言義務に関する判示】

くりっく株365は、前示（1）イのとおり、数十倍のレバレッジがあるハイリスク・ハイリターンの取引である上、株価指数の値動きに応じて適切に投資判断をするには一定の努力を要し、取引の仕組みに複雑な面があるところ、取引開始後間もない新規委託者は、相場変動や取引手法に関する知識・経験が不十分な場合も多く、それにもかかわらず過大な取引を行えば、いたずらに損害が拡大し、不測の損害を被る可能性が高い。

他方、一般投資家は、取引参加者に委託して取引を行わざるを得ず、取引参加者は、一般投資家に比して取引の仕組み及びリスクを熟知し、かつ、一般投資家から徴収する手数料で利益を得ている。

また、被告会社が提供するくりっく株365のコンサルティングコースにおいては、専任の担当者が相場情報の提供や運用アドバイスを行い、注文が被告会社の従業員に対する電話によってのみ行うこととされ、手数料も被告会社によって提供されているコースの中で

最も高額であり、被告会社のウェブサイト(乙1)には、コンサルティングコースについて、「どこにもない、話せる、頼れる『株365』」という記載や、コンサルティングコースは「株価指数に興味はあるが、経験がない方(経験が浅い方)」に おすすめである旨の記載があること(前記前提事実(3)イ)に照らせば、コンサルティングコースを選択する顧客は、被告会社の担当者からの適切な情報提供や助言を期待しており、被告会社もそのことを承知しているというべきである。

これらの点を総合して考慮すると、被告会社が提供するくりっく株365のコンサルティングコースにおいて、取引参加者又はその外務員は、取引に習熟していない新規委託者に対し、無理のない金額の範囲内での取引を勧め、限度を超えた取引をすることのないよう助言すべきであり、短期間に相応の建玉枚数の範囲を超えた頻繁な取引を勧誘したり、また、損失を回復すべく、さらに過大な取引を継続して損失を重ね、次第に深みにはまっていくような事態が生じるような取引を勧誘したりしてはならない義務(以下「新規委託者保護義務」という。)を負い、取引参加者又はその従業員がこれに反する行為をした場合には不法行為を構成するというべきである。

以上によれば、本件取引は、相当回数の特定売買及び短期的な売買を含み、注文方法も複雑であったところ、前示のような原告の投資意向、理解の程度に照らせば、被告会社の従業員らは、原告が取引に習熟していない間に、無理のない金額の範囲内での取引を勧め、限度を超えた取引をすることのないよう助言するということをせずに、原告において自ら相場判断をなし得ないような、短期間に相応の建玉枚数の範囲を超えた頻繁な取引を勧誘したというべきである。

また、上記のような相当回数の特定売買及び短期的な売買が行われたのは、日経平均株価が値下がりして買建玉の評価損が膨らむ中で、短期的な値下がりによっても利益を上げることを目的としたものであるが、これは必然的に取引規模の拡大及び手数料額の増加を招くものであり、前示のような原告の投資意向に必ずしも沿うものではない上、建玉のポジションが増加する点で原告による状況の把握を困難にするとともに、本件において現にそうであったように、買建玉が、評価損が大きくなり決済する時機を失ってしまう因果玉となる危険性を伴うという点で、損失回復を企図してさらに過大な取引を継続して損失を重ね、次第に深みにはまっていくような事態が生じるような取引であったといわざるを得ない。

そうすると、被告会社の従業員らによる本件取引の勧誘は、新規委託者保護義務に反するものであり、これに不法行為が成立すると認められる。

なお、原告は、被告会社の従業員らが、原告に対し、取引数量や取引金額を抑制ないし減少するよう指導・助言するどころか、むしろ、積極的かつ一方的に、原告に対し、多数量・多額で短期・頻回な売買を勧誘したことから指導助言義務違反も認められる旨主張するが、以上の新規委託者保護義務違反と実質的には同旨の違法事由を主張するものであるというべきである。

【指導助言義務の発生根拠】

言及なし

【過失相殺】

4割